

2018年(第14次)漁業センサス  
海面漁業経営体調査  
大分県結果概要(確定値)  
(平成30年11月1日現在)

	目次	頁
1	漁業経営体	
	(1) 海面漁業経営体数	1
	(2) 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数	2
	(3) 経営組織別経営体数	3
	(4) 漁業層別経営体数	4
	(5) 営んだ漁業種類別経営体数	5
2	漁業生産の基本構成	5
3	使用漁船	6
4	個人経営体	
	(1) 専兼業別経営体数	7
	(2) 個人経営体の後継者数	7
	(3) 基幹的漁業従事者の男女別・男性年齢階層別経営体数	8
5	漁業就業者	
	(1) 漁業就業者数	9
	(2) 男女別および男性年齢階層別漁業就業者数	10
	(3) 新規就業者数	11
6	その他(市町村別海面漁業経営体数、漁業就業者数の変動)	11
7	調査の概要	12
8	用語解説	13
9	大分県の漁業地区一覧	19
10	数値及び記号の表示	19

# 1 漁業経営体

## (1) 海面漁業経営体数

海面漁業経営体数は、1,914 経営体で平成 25 年（第 13 次）調査（以下「前回」という。）に比べ 457 経営体（19.3%）減少している。全国の減少率 16.3% に比べ 3.0 ポイント高く、全国を上回る減少が続く、20 年前（平成 10 年）の半分以下となっている。

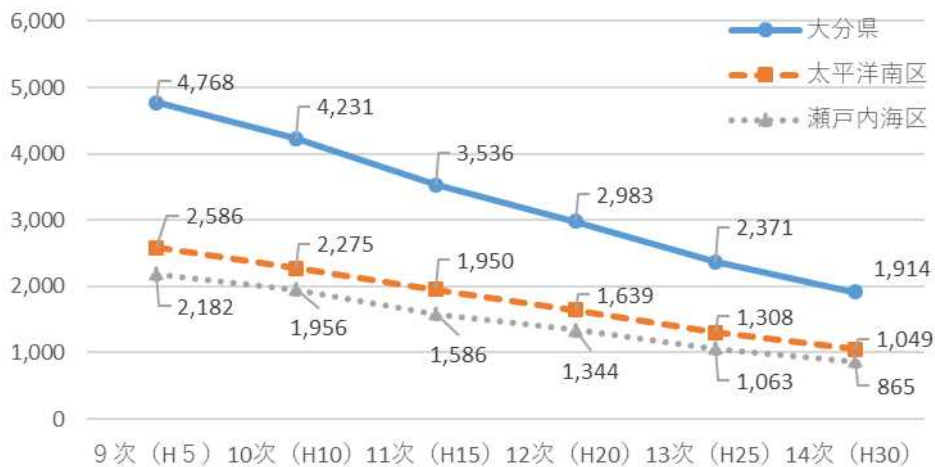
海区別で見ると、太平洋南区は、1,049 経営体で前回に比べ 259 経営体（19.8%）減少し、瀬戸内海区は、865 経営体で同じく 198 経営体（18.6%）減少している。

表 1 海面漁業経営体数の推移

（単位：経営体、%）

区分	9次 (H5)	10次 (H10)	11次 (H15)	12次 (H20)	13次 (H25)	14次 (H30)
全国	171,524	150,586	132,417	115,196	94,507	79,067
増減数	▲ 18,747	▲ 20,938	▲ 18,169	▲ 17,221	▲ 20,689	▲ 15,440
増減率	▲ 9.9	▲ 12.2	▲ 12.1	▲ 13.0	▲ 18.0	▲ 16.3
大分県	4,768	4,231	3,536	2,983	2,371	1,914
増減数	▲ 557	▲ 537	▲ 695	▲ 553	▲ 612	▲ 457
増減率	▲ 10.5	▲ 11.3	▲ 16.4	▲ 15.6	▲ 20.5	▲ 19.3
太平洋南区	2,586	2,275	1,950	1,639	1,308	1,049
増減数	▲ 29	▲ 311	▲ 325	▲ 311	▲ 331	▲ 259
増減率	▲ 1.1	▲ 12.0	▲ 14.3	▲ 15.9	▲ 20.2	▲ 19.8
瀬戸内海区	2,182	1,956	1,586	1,344	1,063	865
増減数	▲ 528	▲ 226	▲ 370	▲ 242	▲ 281	▲ 198
増減率	▲ 19.5	▲ 10.4	▲ 18.9	▲ 15.3	▲ 20.9	▲ 18.6

図 1 海面漁業経営体数の推移



(2) 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数

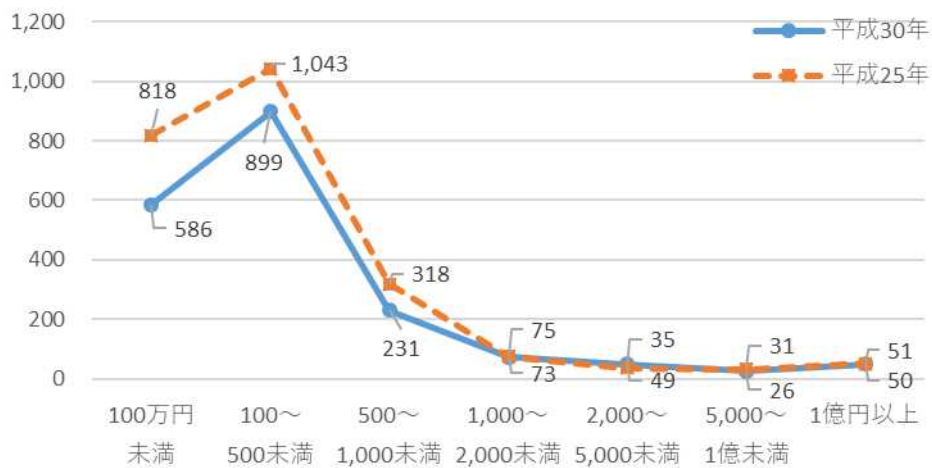
漁獲物・収獲物の販売金額別にみると、「100万円から500万円未満」が899経営体（全漁業経営体に占める割合47.0%）で最も多く、次いで、「100万円未満」が586経営体（同30.6%）となっている。この2つの販売金額の構成比が77.6%（前回78.5%）となり前回に比べ0.9%減少している。

表2 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数

（単位：経営体、%）

区分	経営体数	100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～2,000万円未満	2,000～5,000万円未満	5,000～1億円未満	1億円以上
平成30年	1,914	586	899	231	73	49	26	50
構成比(%)	100.0	30.6	47.0	12.1	3.8	2.6	1.4	2.6
平成25年	2,371	818	1,043	318	75	35	31	51
構成比(%)	100.0	34.5	44.0	13.4	3.2	1.5	1.3	2.2
増減率(%)	▲19.3	▲28.4	▲13.8	▲27.4	▲2.7	40.0	▲16.1	▲2.0

図2 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数



(3) 経営組織別経営体数

経営組織別にみると、個人経営体は1,807経営体（全漁業経営体数に占める割合94.4%）、団体経営体は107経営体（同5.6%）で、前回に比べそれぞれ453経営体（20.0%）、4経営体（3.6%）減少している。

表3 経営組織別経営体数の推移 (単位：経営体、%)

経営組織区分	9次 (H5)	10次 (H10)	11次 (H15)	12次 (H20)	13次 (H25)	14次 (H30)
大分県	4,768	4,231	3,536	2,983	2,371	1,914
個人経営体	4,621	4,066	3,374	2,852	2,260	1,807
構成比	96.9	96.1	95.4	95.6	95.3	94.4
増減数	▲545	▲555	▲692	▲522	▲592	▲453
増減率	▲10.5	▲12.0	▲17.0	▲15.5	▲20.8	▲20.0
団体経営体	147	165	162	131	111	107
構成比	3.1	3.9	4.6	4.4	4.7	5.6
増減数	▲12	18	▲3	▲31	▲20	▲4
増減率	▲7.5	12.2	▲1.8	▲19.1	▲15.3	▲3.6
会社	118	138	140	122	106	102
構成比	2.5	3.3	4.0	4.1	4.5	5.3
増減数	33	20	2	▲18	▲16	▲4
増減率	39.0	17.0	1.0	▲13.0	▲13.0	▲3.8
漁業協同組合	0	0	1	0	0	0
構成比	-	-	0.0	-	-	-
増減数	-	-	1	▲1	0	0
増減率	-	-	-	-	-	-
漁業生産組合	5	4	5	3	2	1
構成比	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
増減数	0	▲1	1	▲2	▲1	▲1
増減率	0.0	▲20.0	25.0	▲40.0	▲33.0	▲50.0
共同経営	21	20	13	6	3	4
構成比	0.4	0.5	0.4	0.2	0.1	0.2
増減数	▲45	▲1	▲7	▲7	▲3	1
増減率	▲68.2	▲4.8	▲35.0	▲53.8	▲50.0	33.3
その他	3	3	3	0	0	0
構成比	0.06	0.07	0.08	-	-	-
増減数	0	0	0	▲3	0	0
増減率	0.0	0.0	0.0	-	-	-

図3 経営組織別経営体数の推移



#### (4) 漁業層別経営体数

漁業層別にみると、沿岸漁業層は1,846経営体、中小漁業層は68経営体で前回に比べそれぞれ447経営体(19.5%)、10経営体(12.8%)減少している。

構成比は沿岸漁業層が全体の96.4%を占めている。

なお、大分県は大規模漁業層(1,000トン以上の漁船使用)の該当はない。

表4 漁業層別経営体数の推移

(単位:経営体、%)

漁業層区分	9次(H5)	10次(H10)	11次(H15)	12次(H20)	13次(H25)	14次(H30)
大分県	4,768	4,231	3,536	2,983	2,371	1,914
沿岸漁業層	4,565	4,075	3,407	2,887	2,293	1,846
構成比	95.7	96.3	96.4	96.8	96.7	96.4
増減数	▲531	▲490	▲668	▲520	▲594	▲447
増減率	▲10.4	▲10.7	▲16.4	▲15.3	▲20.6	▲19.5
中小漁業層	203	156	129	96	78	68
構成比	4.3	3.7	3.6	3.2	3.3	3.6
増減数	▲26	▲47	▲27	▲33	▲18	▲10
増減率	▲11.4	▲23.2	▲17.3	▲25.6	▲18.8	▲12.8

※ 漁業層の区分については、14頁 用語解説「漁業層」を参照

図4 漁業層別経営体数の推移



(5) 営んだ漁業種類別経営体数

営んだ漁業種類別にみると、大分県は全国に比べ「釣（沿岸いか釣、ひき縄釣、その他の釣）」の経営体数の割合が高く、全体の29.1%が「釣」を営んでいる。

その他では、全国に比べ「底びき網」及び「潜水器漁業」等の経営体数の割合が高く、「その他の漁業」及び「海面養殖」等の割合が低くなっている。

表5 営んだ漁業種類別経営体数（複数回答）

漁業種類	大分県			全国	
	経営体数	割合(%)	割合の全国比	経営体数	割合(%)
計（実数）	1,914	-	-	79,067	-
底びき網	291	9.1	3.0	9,127	6.1
船びき網	125	3.9	1.8	3,145	2.1
まき網	23	0.7	0.4	469	0.3
刺網	444	13.9	1.1	19,099	12.8
小型定置網	73	2.3	▲ 0.3	3,869	2.6
その他の網漁業	41	1.3	▲ 1.2	3,784	2.5
はえ縄	86	2.7	▲ 0.3	4,415	3.0
釣	929	29.1	6.5	33,771	22.6
潜水器漁業	155	4.8	3.7	1,595	1.1
採貝・採藻	473	14.8	▲ 2.6	26,097	17.4
その他の漁業	348	10.9	▲ 4.2	22,568	15.1
海面養殖	209	6.5	▲ 7.1	20,322	13.6

注：複数回答項目であるため、計と内訳は一致しない。

大分県に実数のある漁業種類のみ掲載している。

2 漁業生産の基本構成

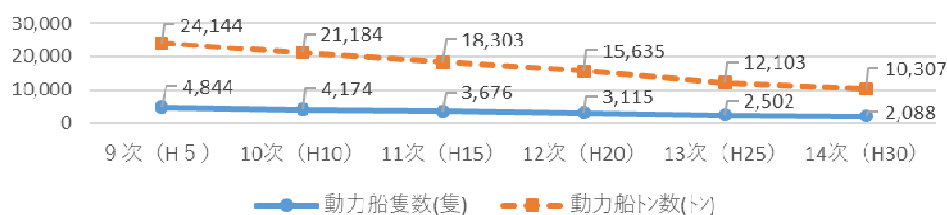
漁業生産の基本的指標のうち、動力船隻数は、2,088隻で前回に比べ414隻（16.5%）減少し、動力船トン数は、10,307トンで同じく1,796（14.8%）減少している。

表6 基本的指標の推移

（単位：隻、トン、%）

区分	9次（H5）	10次（H10）	11次（H15）	12次（H20）	13次（H25）	14次（H30）
動力船隻数(隻)	4,844	4,174	3,676	3,115	2,502	2,088
増減数	▲ 396	▲ 670	▲ 498	▲ 561	▲ 613	▲ 414
増減率	▲ 7.6	▲ 13.8	▲ 11.9	▲ 15.3	▲ 19.7	▲ 16.5
動力船トン数(トン)	24,144	21,184	18,303	15,635	12,103	10,307
増減数	▲ 1,100	▲ 2,960	▲ 2,881	▲ 2,668	▲ 3,532	▲ 1,796
増減率	▲ 4.4	▲ 12.3	▲ 13.6	▲ 14.6	▲ 22.6	▲ 14.8

図5 動力船隻数及び動力船トン数の推移



### 3 使用漁船

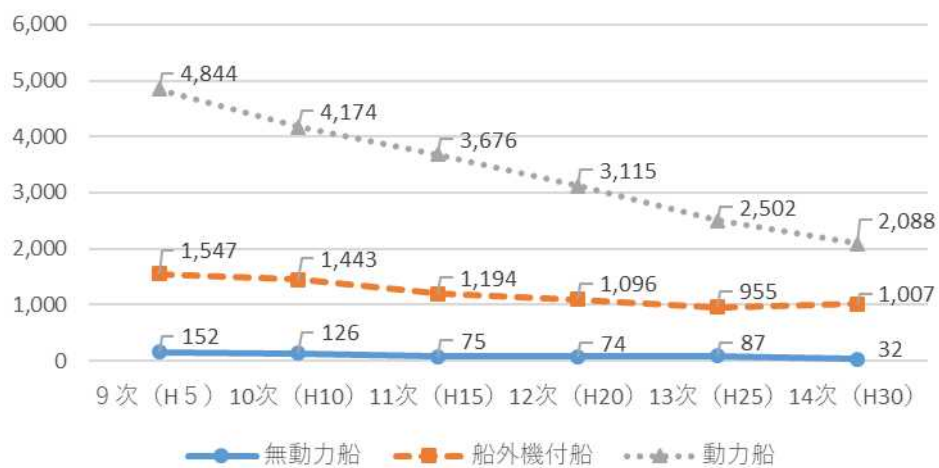
漁業経営体が保有している漁船数は、3,127隻で前回に比べ417隻（11.8%）減少している。種類別にみると、前回に比べ無動力船は55隻（63.2%）、動力船は414隻（16.5%）減少したが、船外機付船は52隻（5.4%）増加した。

表7 使用漁船数の推移

（単位：隻、%）

区分	9次 (H5)	10次 (H10)	11次 (H15)	12次 (H20)	13次 (H25)	14次 (H30)
総数	6,543	5,743	4,945	4,285	3,544	3,127
増減数	▲ 1048	▲ 800	▲ 798	▲ 660	▲ 741	▲ 417
増減率	▲ 13.8	▲ 12.2	▲ 13.9	▲ 13.3	▲ 17.3	▲ 11.8
無動力船	152	126	75	74	87	32
増減数	▲ 219	▲ 26	▲ 51	▲ 1	13	▲ 55
増減率	▲ 59.0	▲ 17.1	▲ 40.5	▲ 1.3	▲ 17.6	▲ 63.2
船外機付船	1,547	1,443	1,194	1,096	955	1,007
増減数	▲ 433	▲ 104	▲ 249	▲ 98	▲ 141	52
増減率	▲ 21.9	▲ 6.7	▲ 17.3	▲ 8.2	▲ 12.9	5.4
動力船	4,844	4,174	3,676	3,115	2,502	2,088
増減数	▲ 396	▲ 670	▲ 498	▲ 561	▲ 613	▲ 414
増減率	▲ 7.6	▲ 13.8	▲ 11.9	▲ 15.3	▲ 19.7	▲ 16.5

図6 使用漁船数の推移



#### 4 個人経営体

##### (1) 専兼業別経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業は、1,100 経営体（全個人経営体に占める割合 60.9%）で前回（同 60.7%）に比べ 0.2%高くなっている。

表8 専兼業別個人経営体数の推移

（単位：経営体、%）

区分	9次 (H5)	10次 (H10)	11次 (H15)	12次 (H20)	13次 (H25)	14次 (H30)
総数	4,621	4,066	3,374	2,852	2,260	1,807
増減数	▲ 545	▲ 555	▲ 692	▲ 522	▲ 592	▲ 453
増減率	▲ 10.5	▲ 12.0	▲ 17.0	▲ 15.5	▲ 20.8	▲ 20.0
専業	2,054	1,954	1,825	1,756	1,372	1,100
構成比	44.4	48.1	54.1	61.6	60.7	60.9
増減数	▲ 3	▲ 100	▲ 129	▲ 69	▲ 384	▲ 272
増減率	▲ 0.1	▲ 4.9	▲ 6.6	▲ 3.8	▲ 21.9	▲ 19.8
兼業（自営漁業が主）	1,515	1,163	940	627	535	415
構成比	32.8	28.6	27.9	22.0	23.7	23.0
増減数	▲ 308	▲ 352	▲ 223	▲ 313	▲ 92	▲ 120
増減率	▲ 16.9	▲ 23.2	▲ 19.2	▲ 33.3	▲ 14.7	▲ 22.4
兼業（自営漁業が従）	1,052	949	609	469	353	292
構成比	22.8	23.3	18.0	16.4	15.6	16.2
増減数	▲ 234	▲ 103	▲ 340	▲ 140	▲ 116	▲ 61
増減率	▲ 18.2	▲ 9.8	▲ 35.8	▲ 23.0	▲ 24.7	▲ 17.3

図7 専兼業別個人経営体数の推移



##### (2) 個人経営体の後継者数

個人経営体 1,807 経営体のうち、自営漁業の後継者がいる経営体は、123 経営体（全個人経営体に占める割合 6.8%）で前回に比べ 108 経営体（46.8%）減少している。

表9 個人経営体の後継者割合

13次 (H25)			14次 (H30)			増減率	
個人経営体	後継者あり	後継者がいる割合	個人経営体	後継者あり	後継者がいる割合	個人経営体	後継者あり



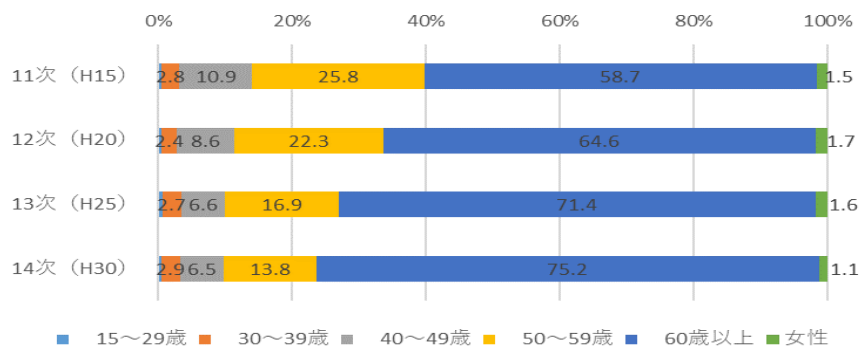
(3) 基幹的漁業従事者の男女別・男性年齢階層別経営体数

基幹的漁業従事者が男性である経営体は、1,787 経営体で前回に比べ 436 経営体 (19.6%) 減少し、基幹的漁業従事者が女性である経営体は、20 経営体 (45.9%) 減少している。男性が基幹的漁業従事者である 60 歳以上の経営体が全体の 75.2% (前回 71.4%) を占めている。

表 10 基幹的漁業従事者の男女別・男性年齢階層別経営体数の推移 (単位：経営体、%)

区分	11次 (H15)	12次 (H20)	13次 (H25)	14次 (H30)
総数	3,370	2,847	2,260	1,807
増減数	▲ 689	▲ 523	▲ 587	▲ 453
増減率	▲ 17.0	▲ 15.5	▲ 20.6	▲ 20.0
基幹的漁業従事者が男性	3,318	2,798	2,223	1,787
増減数	▲ 570	▲ 520	▲ 575	▲ 436
増減率	▲ 14.7	▲ 15.7	▲ 20.6	▲ 19.6
15～29歳	12	10	15	8
構成比	0.4	0.4	0.7	0.4
増減数	▲ 4	▲ 2	5	▲ 7
増減率	▲ 25.0	▲ 16.7	50.0	▲ 46.7
30～39歳	93	69	61	52
構成比	2.8	2.4	2.7	2.9
増減数	▲ 61	▲ 24	▲ 8	▲ 9
増減率	▲ 39.6	▲ 25.8	▲ 11.6	▲ 14.8
40～49歳	366	245	150	118
構成比	10.9	8.6	6.6	6.5
増減数	▲ 274	▲ 121	▲ 95	▲ 32
増減率	▲ 42.8	▲ 33.1	▲ 38.8	▲ 21.3
50～59歳	869	636	383	250
構成比	25.8	22.3	16.9	13.8
増減数	▲ 100	▲ 233	▲ 253	▲ 133
増減率	▲ 10.3	▲ 26.8	▲ 39.8	▲ 34.7
60歳以上	1,978	1,838	1,614	1,359
構成比	58.7	64.6	71.4	75.2
増減数	▲ 131	▲ 140	▲ 224	▲ 255
増減率	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 12.2	▲ 15.8
基幹的漁業従事者が女性	52	49	37	20
構成比	1.5	1.7	1.6	1.1
増減数	▲ 119	▲ 3	▲ 12	▲ 17
増減率	▲ 69.6	▲ 5.8	▲ 24.5	▲ 45.9

図 8 基幹的漁業従業者構成比の推移



## 5 漁業就業者

### (1) 漁業就業者数

漁業就業者数は、3,455人で前回に比べ655人(15.9%)減少している。

就業者別にみると、「個人経営体の自家漁業のみ」が2,211人(全体の64.0%)で、「漁業雇われ」が1,072人(同31.0%)となっている。

表11 自営・雇われ別漁業就業者数の推移

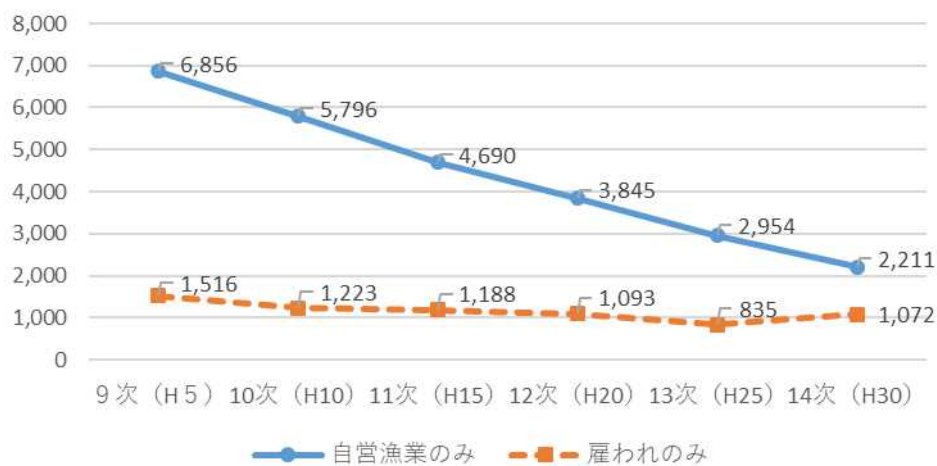
(単位：人、%)

区分	9次(H5)	10次(H10)	11次(H15)	12次(H20)	13次(H25)	14次(H30)
総数	8,555	7,146	5,952	5,217	4,110	3,455
増減数	▲1947	▲1409	▲1194	▲735	▲1107	▲655
増減率	▲18.5	▲16.5	▲16.7	▲12.3	▲21.2	▲15.9
自営漁業のみ	6,856	5,796	4,690	3,845	2,954	2,211
構成比	80.1	81.1	78.8	73.7	71.9	64.0
増減数	▲1493	▲1060	▲1106	▲845	▲891	-
増減率	▲17.9	▲15.5	▲19.1	▲18.0	▲23.2	-
雇われのみ	1,516	1,223	1,188	1,093	835	1,072
構成比	17.7	17.1	20.0	21.0	20.3	31.0
増減数	▲395	▲293	▲35	▲95	▲258	-
増減率	▲20.7	▲19.3	▲2.9	▲8.0	▲23.6	-

注：漁業就業者のうち、自営漁業・雇われのみを掲載しているため、漁業就業者数(総計)と一致しない。

14次(H30)の数値は「個人経営体の自家漁業のみ」、「漁業雇われ」の数値を使用している。

図9 自営・雇われ別漁業就業者数の推移



注：14次(H30)の数値は「個人経営体の自家漁業のみ」、「漁業雇われ」の数値を使用している。

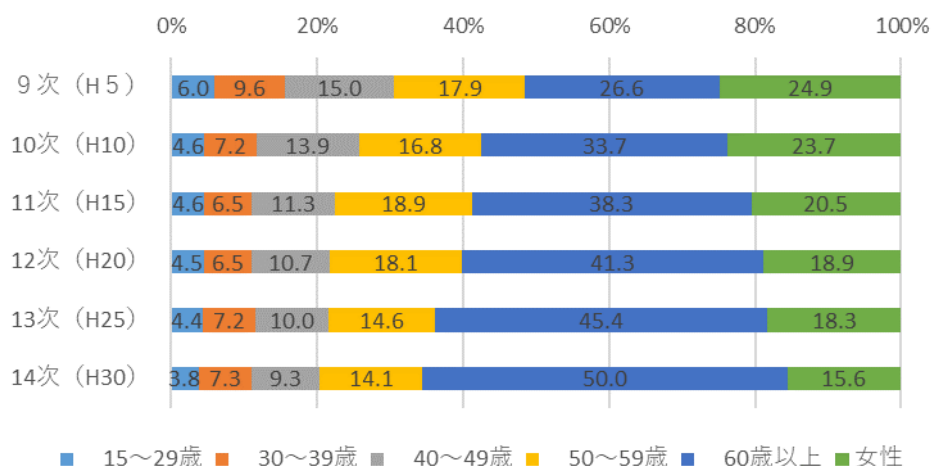
(2) 男女別及び男性年齢階層別漁業就業者数

男女別では男性が2,917人で、全体の84.4%を占め、女性は538人で、全体の15.6%となっている。男性の60歳以上が1,726人で、全体の50.0%（前回45.4%）を占め、高齢化が一層進んでいる。

表12 男女別・男性年齢階層別漁業就業者数の推移 (単位：人、%)

区分	9次(H5)	10次(H10)	11次(H15)	12次(H20)	13次(H25)	14次(H30)
総数	8,555	7,146	5,952	5,217	4,110	3,455
男性	6,425	5,449	4,730	4,230	3,358	2,917
構成比	75.1	76.3	79.5	81.1	81.7	84.4
増減数	▲1,229	▲976	▲719	▲500	▲872	▲441
増減率	▲16.1	▲15.2	▲13.2	▲10.6	▲20.6	▲13.1
15～29歳	514	328	271	233	181	130
構成比	6.0	4.6	4.6	4.5	4.4	3.8
増減数	▲311	▲186	▲57	▲38	▲52	▲51
増減率	▲37.7	▲36.2	▲17.4	▲14.0	▲22.3	▲28.2
30～39歳	822	516	384	337	297	252
構成比	9.6	7.2	6.5	6.5	7.2	7.3
増減数	▲406	▲306	▲132	▲47	▲40	▲45
増減率	▲33.1	▲37.2	▲25.6	▲12.2	▲11.9	▲15.2
40～49歳	1,283	996	670	557	412	323
構成比	15.0	13.9	11.3	10.7	10.0	9.3
増減数	▲269	▲287	▲326	▲113	▲145	▲89
増減率	▲17.3	▲22.4	▲32.7	▲16.9	▲26.0	▲21.6
50～59歳	1,529	1,201	1,125	946	601	486
構成比	17.9	16.8	18.9	18.1	14.6	14.1
増減数	▲638	▲328	▲76	▲179	▲345	▲115
増減率	▲29.4	▲21.5	▲6.3	▲15.9	▲36.5	▲19.1
60歳以上	2,277	2,408	2,280	2,157	1,867	1,726
構成比	26.6	33.7	38.3	41.3	45.4	50.0
増減数	395	131	▲128	▲123	▲290	▲141
増減率	21.0	5.8	▲5.3	▲5.4	▲13.4	▲7.6
女性	2,130	1,697	1,222	987	752	538
構成比	24.9	23.7	20.5	18.9	18.3	15.6
増減数	▲718	▲433	▲475	▲235	▲235	▲214
増減率	▲25.2	▲20.3	▲28.0	▲19.2	▲23.8	▲28.5

図10 男女別・男性年齢階層別漁業就業者数の推移



(3) 新規就業者数

新規就業者数は19人で、うち「個人経営体の自営漁業のみ」は4人（全新規就業者に占める割合21.1%）「漁業雇われ」は15人（同78.9%）となっている。

表13 新規就業者数

(単位：人、%)

区分	大分県		全国	
	新規就業者数	構成比(%)	新規就業者数	構成比(%)
計	19	100.0	1,862	100.0
個人経営体の自営漁業のみ	4	21.1	469	25.2
漁業雇われ	15	78.9	1,393	74.8

※ 新規就業者の定義については、16頁 用語解説「新規就業者」を参照

6 その他（市町村別海面漁業経営体数、漁業就業者数の変動）

市町村別海面漁業経営体数、漁業就業者数の変動

(単位：経営体、人、%)

	海面漁業経営体数			漁業就業者数		
	14次 (H30)	13次 (H25)	増減率	14次 (H30)	13次 (H25)	増減率
大分県	1,914	2,371	▲ 19.3	3,455	4,110	▲ 15.9
大分市	258	332	▲ 22.3	282	481	▲ 41.4
別府市	46	58	▲ 20.7	70	79	▲ 11.4
中津市	70	98	▲ 28.6	95	102	▲ 6.9
佐伯市	459	556	▲ 17.4	1,168	1,253	▲ 6.8
臼杵市	113	141	▲ 19.9	218	247	▲ 11.7
津久見市	284	342	▲ 17.0	433	525	▲ 17.5
豊後高田市	37	50	▲ 26.0	69	82	▲ 15.9
杵築市	162	192	▲ 15.6	305	312	▲ 2.2
宇佐市	113	161	▲ 29.8	146	221	▲ 33.9
国東市	200	240	▲ 16.7	360	430	▲ 16.3
姫島村	113	126	▲ 10.3	202	250	▲ 19.2
日出町	59	75	▲ 21.3	107	128	▲ 16.4

## 7 調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### (2) 根拠法規

統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 6 条 4 項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

### (3) 調査の沿革

1949 年（昭和 24 年）に第 1 回調査を、1954 年（昭和 29 年）に第 2 回調査を、1963 年（昭和 38 年）に第 3 回調査を実施してからは 5 年ごとに実施しており、今回は 14 回目となる

### (4) 調査の体系

調査の名称		調査対象	調査方法	調査系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	調査員調査 又はオンライン調査  (調査員調査は自計申告を基本とし、調査客体から申し出があれば面接調査も可能。)	農林水産省   都道府県   市区町村   調査員
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	郵送調査 又はオンライン調査	
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	調査員調査 又はオンライン調査	農林水産省   地方組織   (調査員)
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	郵送調査 又はオンライン調査	
流通加工調査	魚市場調査	魚市場	郵送調査 又はオンライン調査	
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵工場 水産加工場	調査員調査 又はオンライン調査	

※県及び市町村で実施したのは、「海面漁業調査」のうちの「漁業経営体調査」である。

### (5) 調査期日 平成 30 年 11 月 1 日現在

### (6) 調査事項（海面漁業経営体調査）

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人経営体の世帯状態及び世帯員の漁業就業日数及びその他の就業状況

## 8 用語解説（2018年漁業センサス 海面漁業調査 漁業経営体調査）

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日～平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

	<p>(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。</p> <p>(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。</p>
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（54種類）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。

消費者に直接販売	消費者に直接販売している場合をいう。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。
その他	上記以外のものをいう。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
経営主	漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長（コック長）など各部門における責任者をいう（役職にはついていない役員も含む）。
陸上作業において責任のある者	管理運營業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。



個人経営体の 自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
団体経営体における責任のある者	漁業就業者のうち、団体経営体における経営主及び役員（支配人や代理を委任された人を含み、役員会に出席するだけの者は含まない。）をいう。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
漁業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等

の乗組員も海上作業従事者となる。)

イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚が入るのを見張ること。)をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。)

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用しての養殖施設までの往復

b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し

c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)での全ての作業

b 養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)の掃除

c 池及び水槽の見回り

d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)

e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専  
兼業分類

専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみあった場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

兼業の種類

水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内(屋敷内)に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者(家族も含む。)を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造

	<p>する場合は、水産加工業に含めない。</p>
漁家民宿	<p>旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。</p>
漁家レストラン	<p>食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。</p>
遊漁船業	<p>遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。</p>
農業	<p>販売することを目的に農業を行っている場合をいう。</p>
小売業	<p>自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。</p>
その他	<p>上記以外のものをいう。</p>
基幹的漁業従事者	<p>個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。</p>
世代構成別	
一世代個人経営	<p>漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。</p>
二世代個人経営	<p>一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。</p>
三世代等個人経営	<p>一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。</p>
自家漁業の後継者	<p>満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。</p>
大海区	<p>海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を 9 区分している。</p>

9 大分県の漁業地区一覧

市町村名	漁業地区名	大海区	市町村名	漁業地区名	大海区
大分市	大分	瀬戸内海区	宇佐市	和間	瀬戸内海区
	神崎	瀬戸内海区		長洲	瀬戸内海区
	佐賀関	太平洋南区		柳ヶ浦	瀬戸内海区
別府市	別府	瀬戸内海区		四日市	瀬戸内海区
臼杵市	臼杵	太平洋南区	豊後高田市	高田	瀬戸内海区
津久見市	津久見	太平洋南区		真玉	瀬戸内海区
	保戸島	太平洋南区		香々地	瀬戸内海区
佐伯市	上浦	太平洋南区	杵築市	杵築	瀬戸内海区
	佐伯	太平洋南区	国東市	国見	瀬戸内海区
	大入島	太平洋南区		富来	瀬戸内海区
	鶴見	太平洋南区		国東	瀬戸内海区
	大島	太平洋南区		武蔵	瀬戸内海区
	米水津	太平洋南区		安岐	瀬戸内海区
	上入津	太平洋南区	姫島村	姫島	瀬戸内海区
	下入津	太平洋南区	日出町	大神	瀬戸内海区
	蒲江	太平洋南区		日出	瀬戸内海区
		名護屋	太平洋南区		
中津市	中津	瀬戸内海区			

10 数値及び記号の表示

- (-) 該当数値がないもの
- (▲) 負数又は減少したもの